

## 『不妊治療費』・『不育治療費』の一部を助成します

天塩町では、不妊治療または不育治療を受けられたご夫婦に対し、治療等に要する費用の一部を助成します。

### 対象者

下記の全てに該当する方

- ① 婚姻をしている夫婦（原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする。）
- ② 夫婦ともに1年以上、天塩町に住民登録をしており、かつ居住している方
- ③ 夫婦ともに各種健康保険に加入している方
- ④ 町税等の滞納がない方
- ⑤ 他の市町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方
- ⑥ 下記の特定不妊治療・男性不妊治療においては、北海道が実施する特定不妊治療費助成の決定を受けた方。また、不育治療においては、北海道が実施する不育治療費助成の決定を受けた方。



### 助成の概要

	不妊治療			不育治療
	一般不妊治療	特定不妊治療	男性不妊治療	
治療の種類	保険が適用される不妊検査、手術療法、タイミング療法、薬物療法、医療保険が適用されない人工授精	保険が適用されない体外受精、顕微授精。	特定不妊治療に至る過程の一環として行う、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術。	保険の適用の有無に関わらず、不育症の原因を特定するための検査、治療。
助成の内容	1年度あたり10万円を限度に、自己負担の7割を助成。 最初に申請のあった年度から、連続して3年間助成します。	1回の治療につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対して、20万円を限度に助成。	1回の治療につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対して、10万円を限度に助成。	1回の妊娠につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対し、10万円を限度に自己負担の7割を助成。

※入院した場合の食事療養費、個室料、文書料等は助成対象とはなりません。

※ 特定不妊治療・男性不妊治療・不育治療は、北海道でも助成を行っています。道と町の助成により、かかった費用のほとんどが助成金として戻ってきます。

裏面もご覧ください⇒

### 【申請期限】

申請する方は、治療が終了した日の属する年度内に申請してください。

- ※ 特定不妊治療・男性不妊治療の場合は、先に北海道の特定不妊治療助成の申請が必要です。
- また、不育治療においても、北海道の不育治療費助成の申請が必要です。

### 【申請書類・必要なもの】

①	天塩町不妊治療費等助成事業申請書（第1号様式）
②	天塩町一般不妊治療医療機関等証明書（第2号様式） 又は天塩町特定不妊治療・男性不妊治療医療機関等証明書（第3号様式） 又は天塩町不育治療医療機関等証明書（第4号様式）
③	夫及び妻の戸籍謄本、又は戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない場合は住民票の写し）
④	不妊治療又は不育治療に要した費用の領収書
⑤	北海道助成事業の該当者は、助成決定通知書の写し（特定不妊治療・男性不妊治療・不育治療のみ）
⑥	健康保険証（夫婦ともに提示してください）
⑦	印鑑（夫婦別々の印鑑が必要です）
⑧	通帳等、振込先口座番号が確認できるもの

※ 申請書・医療機関等証明書の様式は、役場窓口で用意しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

※ 特定不妊治療・男性不妊治療・不育治療の申請書類について、北海道助成事業の助成申請に添付した書類と共通しているものは、道の申請に添付した書類の写しとすることができます。

【支給方法】 原則として、口座振込とします。

### 申請窓口・お問い合わせ先

**天塩町役場 福祉課ふれあい係 電話 2-1728【福祉課直通】**

◎相談・申請手続きは保健師が行います。保健師が不在となる場合がありますので、お越しの際には事前にふれあい係までお電話ください。

◎相談・手続きは、相談室等で行います。また、相談に応じて、訪問による手続きも可能です。

※ 天塩町ホームページでもご案内しています。

詳しくは、 [http://www.teshiotown.hokkaido.jp/?page\\_id=9719](http://www.teshiotown.hokkaido.jp/?page_id=9719)

または、  で検索

